

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年10月 9日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	消防設備修繕業務		
業務場所	東宇治浄化センター		
委託期間	令和8年11月11日 ～ 令和9年3月26日 136日間		
業務概要及び条件	消防設備修繕業務 (1) 自動火災報知器(煙感知器)取替 一式 (2) 誘導灯取替 一式 (3) 消火器ポンプデジタル流量計取替 一式		
予 定 価 格	¥535,590 (税込)	最低基準価格	¥374,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録(市内本店) ②消防設備士の配置			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和8年10月15日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和8年11月4日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年10月 9日（金）午前9時から
令和8年10月22日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

電子契約サービスの運用開始について

この度、契約手続きの効率化及びペーパーレス化の推進を目的として、電子契約サービスの運用を開始します。

●電子契約の概要

電子契約とは、インターネットを利用し、契約書の確認及び締結を行う仕組みであり、紙媒体による印刷、押印及び郵送等の手続きを要しないものです。詳細は以下の URL を参照してください。

(宇治市電子契約サービス URL) <https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/102646.html>

●対象となる契約

令和8年8月1日以降に公告する、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供案件のうち、受注者が電子契約を希望する案件に利用いただけます。

なお、法令で書面による契約が義務付けられているもの、少額随意契約のもの（工事等担当課が見積書を徴取し契約する案件）及び受注者が電子契約を希望されないものについては、従来どおり書面による契約とします。

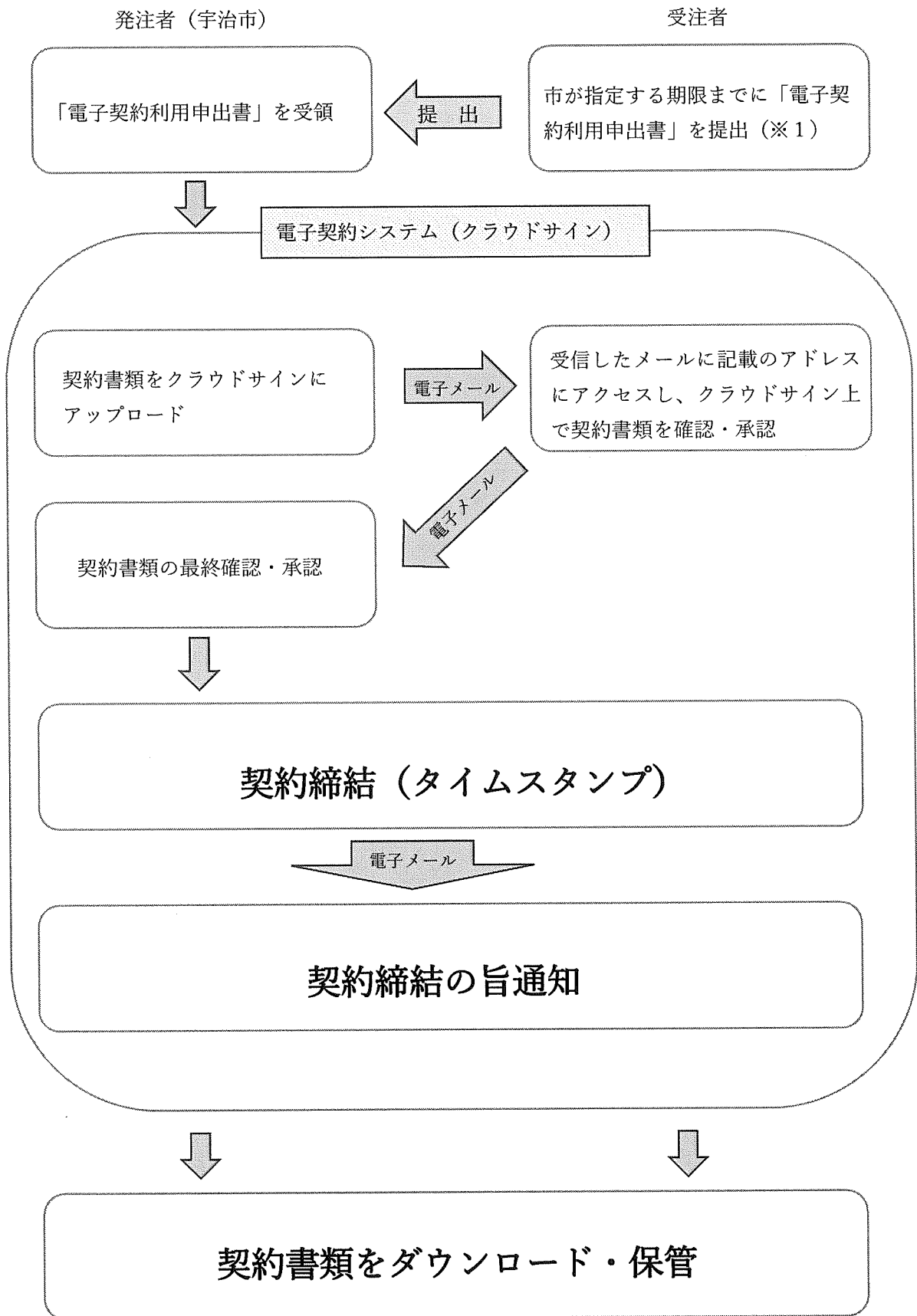
●手続きの流れ

別紙、「電子契約フロー」図をご参照ください。

●留意事項

- ・電子契約利用申出書に記載可能なメールアドレスは、契約締結権限者及び担当者の計2名までとします。なお、同一メールアドレスの重複登録は認められません。

電子契約フロー



※1 建設工事及び測量・コンサルタント等業務は、京都府入札情報公開システムにて参加表明時に添付書類として提出。物品等の供給及び役務の提供は参加表明書に電子契約を希望する旨を記入し、落札業者のみ電子メールにて提出。

消防設備修繕業務

仕様書

宇治市上下水道部

水管理センター

第1章 一般事項

(適用)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターの発注する「消防設備修繕業務」の契約において適用する。

(仕様書)

第2条 本仕様書は、契約書によるほか細部に係る事項を一般事項及び特記仕様書に示す。

(業務内容)

第3条 業務内容は、第2章特記仕様書に示す。

(環境保全)

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり、作業現場の環境保全に努めることはもちろんのこと、当該施設周辺についても悪影響を与えないようにしなければならない。

(施設保全)

第5条 受注者は、本業務の実施にあたり、当該施設の施設保全のため必要な養生を行うものとする。万が一施設を汚染又は損傷した場合は、受注者はこれを修復しなければならない。

(安全衛生)

第6条 受注者は、業務の実施にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 1 労働安全衛生法及び関係法令を遵守し、作業の安全を図らなければならない。万が一事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報するとともに担当職員に連絡し、適切な処置を施すものとする。
- 2 作業現場は混乱のないよう適切な人員を配置して現場の秩序を維持し、整理整頓を行い、保健衛生及び安全管理に努めなければならない。
- 3 当該施設のクレーン等機械設備並びにコンセント等電気設備を使用する作業は、事前に担当職員の承諾を得て、十分に安全確認を行った上で使用しなければならない。
- 4 作業は、機器等製造業者の認める基準や方法に基づき安全に行わなければならない。なお、技能資格が必要な作業を行う場合は、専門の資格を有する者に行わせなければならない。

(事前調査)

第7条 受注者は、現場状況や発注図書記載事項その他について綿密な事前調査を行い、状況を十分把握した上で業務にあたらなければならない。

(競合工事等)

第8条 受注者は、競合する工事等がある場合は、競合相手と連絡し、作業の相互進捗を図るとともに、互いに協力し合わなければならない。なお、競合部分の作業については必要の都度、担当職員と協議するものとする。

(作業時間等に関する事項)

第9条 受注者は、現場での作業実施において、以下の事項を遵守するものとする。

- 1 作業は、祝日を除く月曜日から金曜日までの平日の日間において、午前9時から午後5時までの時間帯内に制限するものとする。
- 2 作業上の都合で前項の制限から逸脱する必要がある場合は、事前にその理由及び作業内容を担当職員に報告するものとし、承諾を得た場合においてのみ作業実施できるものとする。
- 3 作業実施日は、作業開始前及び終了後に、必ず担当職員に作業内容等を報告するものとする。
- 4 作業の都合上、既設機器や施設の運転停止が必要となる場合は、事前に担当職員に連絡し、作業実施の承諾を得るものとする。
- 5 下水処理の都合上、やむを得ない事由により、担当職員が作業の一時中断を指示した場合は、受注者は速やかに従うものとする。

(承諾又は立会確認が必要な事項)

第10条 受注者は、当該施設内で作業を行う場合、作業用車両の占用駐車場所、作業員の休憩場所のほか作業上支障となるものの仮処置等について、担当職員と事前に協議した上で、承諾又は立会確認を受けなければならない。

(作業終了時の処置)

第11条 受注者は、作業終了時は速やかに廃材及び仮設物を撤去し、作業現場を清掃して原形復旧しなければならない。

(受注者の負担)

第12条 本仕様書・発注図書に定められるもののほか、以下に掲げる事項は、受注者が負担しなければならない。

- 1 業務実施上必要となった軽微な作業費用。
- 2 第5条及び第三者に損害を与えた場合の賠償費用。
- 3 官公署届出手続きにかかる一切の費用。
- 4 その他、担当職員が指示する書類の作成費用。

(提出書類)

第13条 受注者は、次に掲げる書類を遅滞なく担当職員に提出しなければならない。

- 1 契約後5日以内に、業務処理計画書（契約書第3条）・着手届（契約書第6条）・業務金額内訳書・工程（予定）表。
- 2 契約後速やかに、業務担当責任者・技術者届及び下請負（委任）通知書。
- 3 現場施工前に、工程（実施）表及び本業務で使用する材料、部品等の材料通知書並びに第2章特記仕様書に示された承諾函等の承諾申請書類。
- 4 業務完了時に、業務完了届・業務報告書・業務写真（着手前から完了時まで各工程順に整理編集したもの）。

(完了検査)

第14条 受注者は、業務完了届提出後、本市検査職員による検査を受検しなければならない。

(業務金額の請求)

第15条 受注者は、業務完了検査合格後、請求書（契約書第18条）を提出するものとする。なお、業務金額の支払いは銀行振込一括払いとする（振込先明示のこと）。

(その他)

第16条 本仕様書に記載なき事項については、担当職員と協議の上決定するものとする。

第2章 特記仕様書

本業務は、東宇治浄化センターの不良消防設備の修繕を行うことにより、設備機能の回復と保全を図るものである。

1. 業務名称

消防設備修繕業務

2. 業務概要

消防設備修繕業務 一式

- (1) 自動火災報知設備（煙感知器）取替
- (2) 誘導灯取替
- (3) 消火ポンプデジタル流量計取替

3. 業務場所

所在地 宇治市木幡北島10番地

施設名 東宇治浄化センター

4. 業務期間

契約締結日 ～ 令和8年3月26日

5. 取替対象設備

(1) 自動火災報知器（煙感知器）

①本体取替

a. 送風機棟1階	配管室	（光電式スポット型感知器2種）	1台
-----------	-----	-----------------	----

②本体及びベース取替

a. 汚泥処理棟1階	配管室	（光電式スポット型感知器2種, B2-C）	1台
------------	-----	-----------------------	----

(2) 誘導灯

①蓄電池取替

a. 第2ポンプ棟1階	ホッパー室	(FK123)	1台
b. 送風機棟2階	ブローア室	(FK649)	2台
c. 送風機棟2階	ブローア室	(FK341)	1台
d. A, B系水処理棟	独立管廊	(2HR-AE-TN)	2台
e. 汚泥処理棟1階	階段室(2)	(FK649)	1台

f. 消化タンクⅠ系1階	階段室	(7H15DA)	1台
g. 消化タンクⅡ系1階	階段室	(FK647)	1台
h. 生物脱臭棟	シャッター前	(FK721)	1台
i. 消毒・凝集設備棟	凝集剤設備注入室出入口	(2N06DB)	1台

②ランプ取替

a. 第2ポンプ棟1階	階段室	(FHF32(45W)EX-N)	1台
b. 第2ポンプ棟地下1階	除塵機室	(FK91110)	1台

(3) 消火ポンプデジタル流量計取替（表示ボード、メインボードを含む）

a. 汚泥処理棟地下1階	薬品搬入機室	(FA2-32)	1台
--------------	--------	----------	----

6. その他

- (1) 業務実施にあたっては、必要な法定資格を持つものが作業を行うこととし、あらかじめ資格を証明する書類を提出するものとする。
- (2) 事前に調査等を十分に行い、手違いのないよう注意して作業を行うこととする。
なお、使用する材料は材料通知書により確認するものとする。
- (3) 施工日程については、担当職員と協議のうえ行うものとする。
- (4) 一日の作業終了後は、現場の清掃及び後片付けを行うものとする。
- (5) 取替部品等の廃棄物は受注者の責任において、適正に処分するものとする。
- (6) 業務実施上必要な事項は、本仕様書に明記されていなくてもこれを行うものとする。